

調査の概要

1 医療施設調査

- (1) 調査の目的 医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院・診療所）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。
- (2) 調査の種類期間 医療施設静態調査 3年毎（直近平成17年10月1日）に実施し、詳細な実態を把握する。
医療施設動態調査 静態調査の結果に開設、廃止等の状況を順次加減し、医療施設の状況を把握するものであり、平成18年10月1日から1年間の調査である。
- (3) 調査の対象 医療施設には、往診のみの診療所を含むが、助産所、介護老人保健施設、保健所は除く。
- (4) 調査の事項 施設名、施設の所在地、開設者、許可病床数、その他関連する事項。
- (5) 結果の集計 厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。

2 病院報告

- (1) 報告の目的 病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び病院の従事者の状況を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。
- (2) 報告の種類期間 患者票（毎月報告） 平成19年1月1日～12月31日
従事者票（病院のみ 年1回報告） 平成19年10月1日現在
- (3) 報告の対象 病院、療養病床を有する診療所
- (4) 報告の事項 患者票 在院患者数、新入院患者数、退院患者数、外来患者数等
従事者票 医師・歯科医師・薬剤師・看護師等の数
- (5) 結果の集計 厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。

用語の解説

1 医療施設の種類

- 病院 : 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するもの
- 一般診療所 : 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの
- 歯科診療所 : 歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの

2 病院の種類

- 精神病院 : 精神病床のみを有する病院
- 結核療養所 : 結核病床のみを有する病院
- 一般病院 : 上記以外の病院（平成10年までは伝染病院も除く）
（再掲）地域医療支援病院

他医療機関から紹介された患者に医療を提供し、また、他医療機関の医師等医療従事者が診療、研究又は研修を行う体制並びに救急医療を提供し得る病院として知事が承認した病院（医療法第4条）

3 病床の種類

- 精神病床 : 精神疾患を有する者を入院させるための病床
- 感染症病床 : 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるための病床
- 結核病床 : 結核の患者を入院させるための病床

療養病床 : 病院の病床（精神病床，感染症病床，結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床
 一般病床 : 精神病床，感染症病床，結核病床，療養病床以外の病床

- 4 在院患者 : 24時現在，病院の全病床及び診療所の療養病床に在院している患者をいう。
- 5 新入院患者・退院患者 : 新たに入院した患者，退院した患者をいい，入院してその日のうちに退院した患者も含む。
- 6 外来患者 : 新来・再来・往診及び巡回診療患者の区別なく，すべてを合計したものをいい，同一患者が2つ以上の診療科で診察を受け，それぞれの科でカルテが作成された場合は，それぞれの診療科の外来患者として取扱う。
- 7 1日平均在院患者数 = $\frac{\text{年間在院患者数延数}}{\text{当該年の年間日数}} \times 1$ (※1 平成19年は365日)
- 8 1日平均外来患者数 = $\frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数}} \times 1$
- 9 病床利用率 = $\frac{\text{月間在院患者延数の1月～12月の合計}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の1月～12月の合計}} \times 100$
- 10 平均在院日数 = $\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$

ただし，療養病床については次式による。

$$= \frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 (\text{年間新入院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の病床から移された患者数} + \text{年間退院患者数} + \text{年間同一医療機関の他の病床へ移された患者数})}$$

利用上の注意

- (1) 平成11年4月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され，「伝染病院」は廃止され，「伝染病床」は「感染症病床」に改められた。
- (2) 平成13年3月の「医療法等の一部を改正する法律」の施行により，「その他の病床」（療養型病床群を含む。）は「療養病床」及び「一般病床」に区分され，経過措置期間満了後の平成15年9月から病床の種別は「精神病床」，「感染症病床」，「結核病床」，「療養病床」及び「一般病床」に改められた。
- (3) 小数点以下については小数点以下第2位を四捨五入しているため，内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- (4) 人口10万対比率算出のために用いた人口は，国・県の人口については総務省統計局発表「平成19年10月1日現在推計人口」。市町村については，茨城県企画部統計課発表「平成19年茨城県の人口(茨城県常住人口調査結果報告書)」。市町村名については平成19年10月1日現在のものである。
- (5) 表章上の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目がありえない場合	・
比率が微小(0.05未満)の場合	0.0
減少数又は減少率を意味する場合	△